

千葉県保存樹木等の指定事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（昭和46年千葉県条例第21号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、保存樹木等の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定区域)

第2条 保存樹木等を指定する区域は、当分の間市街化区域内とし、段階的に全市域に及ぶものとする。ただし、市街化区域外にあって特に指定の必要のあるものについてはこの限りでない。

(良好な環境を確保するため必要があると認めるとき等)

第3条 条例第4条第1項の規定により樹木又はその集団（以下「樹木等」という。）を保存樹木等として指定する場合において、同項の「良好な環境を確保するため、又は美観風致を維持するため必要があると認めるとき」とは、当該樹木等が次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 地域住民の健全な心身の保持又は増進に効果があると認められるとき。
- (2) 公害もしくは災害の防止又は地域の自然的立地条件の保全その他生活環境の維持に著しく効果があると認められるとき。
- (3) 地域の景観構成要素として重要なもの又は風致もしくは景観がすぐれており、かつ、周辺の地物と一体となり良好な環境を形成していると認められるとき。
- (4) 歴史的又は文化的に特色のある建造物、遺跡等と一体となって良好な環境を形成していると認められるとき。
- (5) 地域の伝承もしくは風俗慣習と密接な関係を有し、又は地域住民に特に親しまれていると認められるとき。
- (6) 自然植生又はそれが相当部分を占める樹林で林相が良好であると認められるとき。
- (7) 林内が、希少性、固有性等の点で学術的価値の高い動植物の棲息地、繁殖地又は自生地となっているとき。

(指定承認等)

第4条 市長は、条例第4条第2項の規定により保存樹木等の指定をしようとする樹木等の所有者の承認を得るときは、樹木等保存協定書（様式第1号）により所有者と保存協定を締結することによりその承認を得るものとする。

2 保存樹木等の保存協定期間は、10年とする。ただし、特別の理由があるときにはこの限りでない。

3 前項の保存協定期間が満了したときは、10年を超えない期間更新することができるものとし、以後もまた同様とする。

(指定の協議)

第5条 保存樹木等の指定について他部局に意見を求める必要があるときは、当該他部局と協議するものとする。

(指定標識の設置)

第6条 緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例施行規則(昭和46年千葉市規則第30号)

第3条に規定する保存樹木等指定標識の設置数は、保存樹木については原則として1件当たり1基とし、保存樹林についてはその存する土地の面積に応じ、概ね0.5ヘクタール当たり1基とする。

(奨励金の交付)

第7条 市長は、条例第4条第1項の規定により指定した保存樹木等の所有者に対して、千葉市保存樹木等奨励金交付要綱(昭和51年11月1日施行)に基づき奨励金を交付するものとする。

(変更措置)

第8条 市長は、保存樹木等について条例第8条第2項の規定により保存樹木等の伐採又は譲渡の届出があった場合は、条例の趣旨に従い、所有者等に対して次の各号に規定するところにより必要な変更を求めるものとする。

- (1) 保存樹木等を伐採する場合は、皆伐をさけ、択伐にする等により概ね半分程度残すよう、また、伐採後は植林するよう所有者と協議すること。
- (2) 保存樹木等を譲渡し、又はその存する土地の所有権を移転する等の場合は、所有者及び譲渡等の相手方の目的を調査のうえ、条例の趣旨を理解させるとともに必要な変更について協議すること。
- (3) 土地の形質の変更又は建築物その他の工作物を建築する場合は、保存樹木等の伐採をさけるよう計画の変更を求めること。

(指定の解除)

第9条 市長は、保存樹木等が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その指定を解除するものとする。

- (1) 条例第4条第3項の各号のいずれかの規定に該当することとなったとき。
- (2) 保存樹木等が滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したとき。
- (3) 道路工事その他の公益的事業等の公益上の理由により解除の必要が生じたとき。
- (4) 災害の発生による倒木等で人畜、家屋等に危害を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 所有者から指定解除の申請があり、相当の理由があるとき。
- (6) その他、市長が特に解除の必要を認めたとき。

附 則

- 1 この要綱は、昭和51年11月1日から施行する。
- 2 千葉市保存樹木等の指定事務取扱要綱(昭和47年7月1日実施。以下「旧要綱」という。)は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、すでに旧要綱第6条の規定により保存協定を締結したものは、この要綱第4条の規定により保存樹木等の指定の承認を得たものとみなす。